

退職給付会計について

- 採用している退職給付制度の概要
当金庫の退職給付制度は次のとおりです。
①確定給付企業年金制度(平成19年10月1日)
②確定拠出年金制度(平成19年10月1日)
また、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項 (単位:千円)

区 分	金 額	
	令和元年度	令和2年度
退職給付債務(A)	2,297,472	2,267,675
年金資産(B)	2,076,081	2,462,915
前払年金費用(C)		
未認識過去勤務費用(D)		
未認識数理計算上の差異(E)	59,429	△ 266,366
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)		
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	161,961	71,125

3. 退職給付費用に関する事項 (単位:千円)

区 分	金 額	
	令和元年度	令和2年度
勤務費用(A)	413,067	398,236
利息費用(B)		
期待運用収益(C)	△ 30,535	△ 31,141
過去勤務費用の費用処理額(D)		
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△ 19,099	9,156
会計基準変更時差異の費用処理額(F)		
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)		
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	363,432	376,251

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和元年度	令和2年度
(1) 割引率	0.0%	0.0%
(2) 長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	

その他の経営指標

内国為替取扱高 (単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度			
	金額	金額	金額	金額		
振込・送金	仕向為替	709,919	671,242	被仕向為替	824,422	822,694
代金取立	仕向為替	16,431	13,313	被仕向為替	8,173	5,785

外国為替取扱高 (単位:千米ドル)

	令和元年度		令和2年度		
	金額	金額	金額	金額	
輸 出	156	0	輸 入	1,289	601
買 易 外	157	84	合 計	1,603	686

外貨建資産残高 (単位:千米ドル)

	令和2年3月末	令和3年3月末
外 貨 建 資 産 残 高	128,531	153,697

会員数・出資金・配当率 (単位:人、百万円)

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
会 員 数	44,137	44,162	44,198	43,641	43,184
出 資 金	2,368	2,393	2,427	2,408	2,392
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%

職員数 (単位:人)

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
男性	349	331	332	314	304
女性	189	196	210	207	195
職員総数	538	527	542	521	499

自動機設置状況 (単位:台)

	令和2年3月末	令和3年3月末
店 内 A T M	85	85
店 外 A T M	20	16
合 計	105	101

(注) 店外ATMには企業内CD1台を含んでおります。

デリバティブ取引

金利関連取引 (単位:百万円)

	令和元年度				令和2年度			
	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益
金利スワップ								
店 頭	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	907	907	859	△ 47	851	851	816
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—
合 計			859	△ 47			816	△ 35

- (注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

(単位:百万円)

	令和元年度				令和2年度			
	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益
為替予約								
店 頭	売 建	54	54	59	△ 4	—	—	—
	買 建	54	54	59	5	—	—	—
合 計			118	0			—	—

- (注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

- 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	213

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」194百万円、「賞与」19百万円となっております。
3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

- 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

- 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	213

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」194百万円、「賞与」19百万円となっております。
3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

- 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。